

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

| | | | |
|----------------------|--|-------|------------------|
| 旧法人名 | 特別認可法人 情報処理振興事業協会 | 政府出資額 | 322,643,567,000円 |
| 新法人名 (業務承継法人名) | 独立行政法人 情報処理推進機構 | 政府出資額 | 81,027,866,763円 |
| 組織変更年月日 (業務承継年月日) | 平成16年1月5日 | 増減額 | 241,615,700,237円 |
| 政府出資額が増減することの根拠法令 | <p>情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号） 附 則 （平成14年法律第144号） （情報処理振興事業協会の解散等）</p> <p>第二条 情報処理振興事業協会（以下「協会」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。</p> <p>2 機構の成立の際現に協会が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、機構が承継する資産（次に掲げる業務に係るものを除く。）の価額（この法律による改正前の情報処理の促進に関する法律（以下「旧情報処理促進法」という。）第三十条第一項の協会が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額に相当する金額を除く。）から負債（次に掲げる業務に係るものを除く。）の金額を差し引いた額に相当する金額は、機構の設立に際し政府及び政府以外の者から機構に出資されたものとする。</p> <p>一 旧情報処理促進法第二十八条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したものに限る。）</p> <p>二 旧情報処理促進法第二十八条第一項第四号から第六号までに掲げる業務</p> <p>三 新事業創出促進法附則第九条の規定による廃止前の地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法（平成元年法律第六十号。以下「旧地域ソフトウェア法」という。）第七条第二号の教材を開発する業務（これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したものに限る。）</p> <p>四 新事業創出促進法附則第十五条の規定により、その経理についてなお従前の例によることとされた旧地域ソフトウェア法第七条第一号の規定に</p> | | |

| | |
|---------------------|--|
| | <p>よる出資の業務</p> <p>7 前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>9 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、同項の規定による協会の解散の時（以下「解散時」という。）までに政府及び政府以外の者から協会に対して第六項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された額は、それぞれ、機構の設立に際し政府及び当該政府以外の者から機構に出資されたものとする。</p> <p>10～11 略</p> <p>（旧特別勘定の清算）</p> <p>第三条 前条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における旧情報処理促進法第三十四条の二に規定する特別の勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額に相当する金額は、機構の成立に際し、機構が同条に規定するプログラム作成効率化業務に係る各出資者に支払うべき負債として整理するものとする。</p> <p>2 機構は、前項の規定により負債として整理するものとされた額を同項の各出資者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。</p> |
| <p>政府出資額が増減した理由</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア開発での使用分を欠損金として扱ったものを整理したことによる減（約 2,400億円） ・国への資産承継による減（約 8億円） ・固定資産等の時価評価による減（約 7億円） ・国庫納付による減（約 0.8億円） |
| <p>備 考</p> | |